

第 1 章

韓国独占禁止法の概要

韓国の独占禁止法である「独占規制及び公正取引に関する法律」は、1980年12月31日に制定された。同法は、制定後わずか14年の間に、86年12月31日、90年1月13日、92年12月8日及び94年12月22日⁽¹⁾と、4次にわたって改正され、それらの改正は、いずれも強化改正であった。もっとも、厳密に見た場合、これら改正された部分のなかには、緩和された部分がないではない。しかし、それらは、ほんのわずかであるのみならず、基本的に、同法の規制制度の枠組みや内容を変更するようなものではなかった。

同法の執行については、わが国と同様、独立行政委員会である公正取引委員会が行っており、公正取引委員会の職權行使の独立性については、法律において「この法律の事務を独立して遂行する」(35条)と定められている。

また、韓国では、「独占規制及び公正取引に関する法律」の呼称として、「公正取引法」が用いられており、「独占禁止法」との呼称は用いられていない。この点については、漢陽大学の李哲松教授は、この法が新しい経済的価値秩序と社会正義が切実に要求されるなかで作られたことが関係しており、「独占禁止法」と呼ぶよりは、「公正取引法」と呼ぶ方が直接的であり、正義感を鮮明に表すことになるからであるとしている⁽²⁾。また、このほか、同法の制定に当たっては、財閥を解体することは現実的でなく、その存在を容認した上で弊害を規制しようとする考え方から出発しているので、独占禁止の語が用いられないのだとする見方もある⁽³⁾。韓国では「公正取引法」という呼称の使用が一般的であり、公正取引委員会もその呼称を使用しているところから、以下、本書においては、「独占規制及び公正取引に関する法律」

を略す場合には、「公正取引法」とすることとする。

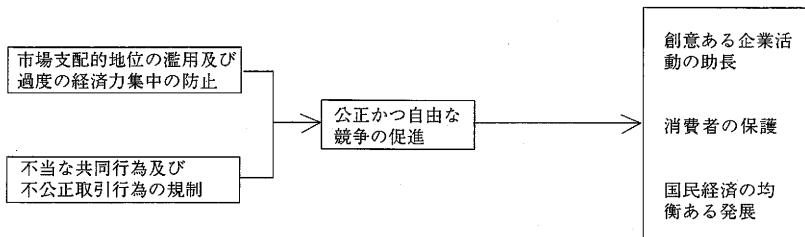
なお、公正取引法の補完法としては、「下請取引の公正化に関する法律」と「約款の規制に関する法律」の2法がある。基本的に、両法とも、取引において、一方の当事者がその取引上の優越した地位を濫用してもう一方の当事者に不当に不利益を与えることを規制する法律である。前者は、下請取引において親事業者が下請事業者に対して下請代金の支払遅延、不当な減額等の不利益を与える行為を規制する法律であり、後者は、事業者がその取引上の地位を濫用して不公正な約款を作成・使用することを規制する法律である。

1. 規制導入の背景及び規制の目的

公正取引法が制定されるに至った背景としては、1970年代後半に入って、政府主導による規制中心的な経済運営方式が、市場機能を歪曲させ、インフレの昂進、財閥の急成長、市場における独寡占化の進展、部門間不均衡の深刻化、経済の非能率化等をもたらし、もはや、こうした経済運営方式では立ち行かなくなつたことが挙げられる。こうしたなかで、市場機能を尊重し、競争原理に基づく経済運営方式に転換する必要があるという認識が広がるようになり、競争原理を基本とし、市場機能を円滑に機能させる観点から、1980年12月、公正取引法が制定された⁽⁴⁾。

公正取引法の目的は、「事業者の市場支配的地位の濫用及び過度の経済力の集中を防止し、不当な共同行為及び不公正取引行為を規制して、公正かつ自由な競争を促進することにより、創意的な企業活動を助長し、消費者を保護するとともに国民経済の均衡ある発展を図ることを目的とする」(1条)と規定されている。公正取引委員会は、この「公正かつ自由な競争」が市場経済体制の基本原理であって、経済活動において、それを保障する基本的秩序規範が公正取引法であるとしている⁽⁵⁾。

公正取引法の目的規定の構造は図示すると、次のとおりである。



また、公正取引法の補完法については、「下請取引の公正化に関する法律」は、「公正な下請取引秩序を確立し、親事業者と下請事業者が対等な立場で相互補完的に均衡して発展できるようにすることによって、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」(1条)ものであり、同法の制定前は、公正取引法により不公正な下請取引行為が優越的地位の濫用行為の一形態として規制されていた。しかし、事件数が大幅に増加し、独立の法律によって規制する必要性が出てきたこと等から、同法が1984年12月31日に制定されたに至った。

「約款の規制に関する法律」は、「事業者がその取引上の地位を濫用して不公正な内容の約款を作成・使用することを防止し、不公正な内容の約款を規制して公正な取引秩序を確立することによって、消費者を保護し、国民生活の均衡ある向上を図ることを目的とする」(1条)ものであり、1986年12月31日に制定されている。当初、同法は、経済企画院長官が所管していたが、規制当局の措置権限を強化するため、92年12月8日に強化改正された際、公正取引委員会に移管された。

2. 規制の内容

公正取引法による規制は、二つの類型に分かれるとされる⁽⁶⁾。一つは、

事業者間の競争を促進させるための与件を作り出す規制であって、市場構造の改善のための規制であり、もう一つは、事業者間の販売或いは販売促進の過程において生じる競争制限行為や不公正な取引行為に対する規制であって、取引行為の改善のための規制であるとされている。

この分類によれば、市場構造の改善のための規制には、①市場支配的地位の濫用行為規制と②経済力集中規制（企業結合規制及び企業集団規制）が属し、取引行為の改善のための規制には、①カルテル規制（事業者間の不当な共同行為の禁止及び事業者団体の競争制限行為の禁止）、②不公正取引行為の規制（不公正取引行為の禁止、再販売価格維持行為の禁止及び事業者団体による事業者に不公正取引行為等をさせる行為の禁止）及び③国際契約の規制が属する。

なお、「下請取引の公正化に関する法律」に基づく下請取引の規制と「約款の規制に関する法律」に基づく約款の規制は、不公正取引行為の行為類型のひとつである優越的地位の濫用行為の系列に属するものであるので、後者の取引行為の改善のための規制に属することになる。

市場構造の改善	取引行為の改善
1. 市場支配的地位の濫用行為規制 -価格の不当な決定の禁止 -商品販売等の不当調節の禁止 -他事業者の事業活動妨害の禁止 -新規参入の妨害の禁止、その他	1. カルテル規制 ①不当な共同行為の禁止 -価格、取引条件の共同決定 -生産・出荷・取引の制限 -取引地域及び取引の相手方の制限 -設備の新・増設の制限 -商品の種類及び規格の制限、その他
2. 経済力集中規制 ①企業結合規制 -競争を実質的に制限する企業結合 (株式取得、役員兼任、合併、営業譲受、会社の新設) の禁止 -不公正な方法による企業結合の禁止	②事業者団体の競争制限行為の禁止 -一定の取引分野における競争の実質的制限 -一定の取引分野の事業者数の制限 -構成事業者の事業活動の制限

②企業集団規制

- 持株会社の設立の禁止
- 相互出資の禁止
- 出資総額の制限
- 債務保証の制限

2. 不公正取引行為の規制

①不公正取引行為の禁止

- 取引拒絶、差別的取扱、競争事業者の排除、取引強制、拘束条件付取引、優越的地位の濫用、不当表示等の不公正取引行為

②事業者団体による事業者に不公正取引行為をさせる行為等の禁止

③再販売価格維持行為の禁止

3. 國際契約の規制

- 不当な國際契約の締結の禁止

4. 下請取引の規制（下請取引の公正化に関する法律）

- 不公正な下請取引行為の禁止

5. 約款の規制（約款の規制に関する法律）

- 不公正約款条項の禁止

次に、各規制の内容について、概括的に見ていくこととする。

(1) 市場支配的地位の濫用行為規制

市場支配的事業者が次の濫用行為を行うことを禁止している（3条）。

- ①商品又は役務の対価を不当に決定、維持又は変更する行為
- ②商品の販売又は役務の提供を不当に調節する行為
- ③他の事業者の事業活動を不当に妨害する行為
- ④新たな競争事業者の参入を不当に妨害する行為
- ⑤その他競争を実質的に制限し、又は消費者の利益を著しく阻害するおそれがある行為

なお、市場支配的事業者とは、同種又は類似の商品又は役務の供給において「1の事業者の市場占拠率が50%以上」又は「3以上の事業者の市場占拠率の合計（ただし、市場占拠率が10%未満の事業者を除く）が75%以上」であって、最近1年間の国内総供給額が500億ウォン以上の事業者をいい（2条7項、施行令4条）、公正取引委員会が毎年指定・告示することになっている（4条1項）。

（2） 経済力集中規制

ア 企業結合規制

① 一定の取引分野における競争を実質的に制限する企業結合の禁止

資本金又は資産総額の規模が施行令で定める基準に該当する会社が、直接又は系列会社等を通じて、一定の取引分野において競争を実質的に制限する企業結合（①株式の取得又は所有、②役員の兼任、③合併、④営業の譲受及び、⑤新会社設立への参加）をすることを禁止している（7条1項）。この規制の対象となる資本金又は資産総額の規模の会社は、施行令において、資本金50億ウォン以上又は総資産200億ウォン以上とされている。

なお、企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであっても、産業合理化又は国際競争力の強化に必要なものであると公正取引委員会が認める場合には、許容される（7条1項但書）。

② 強要その他不公正な方法による企業結合の禁止

会社が強要その他不公正な方法により企業結合をすることを禁止している（7条3項）。

イ 企業集団規制

① 持株会社設立の禁止

会社、個人の如何を問わず、何人も韓国国内において持株会社を設立することを禁止するとともに、既存の会社の持株会社への転換も禁止している（8

条1項)。持株会社とは、株式の所有を通じて国内会社の事業内容を支配することを主たる事業とする会社と規定されている。

ただし、持株会社が、法律に基づき設立される場合や外資導入法に基づき外国人と投資事業を営むために設立される場合であって、公正取引委員会の承認を得た時は、許容される(8条2項)。

② 相互出資の禁止

大規模企業集団に属する会社が、自己の株式を取得又は所有している同一企業集団に属する会社の株式を取得又は所有することを禁止している(9条1項)。

ただし、合併又は営業の譲受、担保権の行使又は代物弁済の受領によりそうした相互出資の状態が生じた場合は、6カ月間に限って許容され、その間に株式を処分し、かかる状態を解消しなければならないとされている(9条1項但書及び同条2項)。

なお、大規模企業集団の定義については、まず、企業集団を「同一人が…事実上その事業内容を支配する会社…の集団」と定義し(2条2号)、「同一人」が会社である場合には、当該会社が支配する一以上の会社の集団を、また、「同一人」が会社でない場合には、その者が支配する二以上の会社の集団を企業集団と定めた上(金融・保険会社のみで構成される企業集団及び特定の支配株主が存在しない金融・保険会社により支配される企業集団については除外される)、そのなかから、一定規模以上の資産総額等、施行令で定める基準に該当する企業集団を「大規模企業集団」と定めている(9条1項)。

③ 出資総額の制限

大規模企業集団に属する会社が所有する国内の他の会社(この場合、系列、非系列の双方を含む)の株式の合計額(出資総額)は、当該会社の純資産額の25%を超えてはならないとされている(10条1項)。

ただし、例外規定が設けられており、例えば、工業発展法又は租税減免規制法に基づく産業合理化のための出資による超過は4年以内、担保権の行使や代物弁済の受領による超過は1年以内、部品生産中小企業との技術協力関

係維持のため出資等の産業の国際競争力強化のための出資による超過は7年以内といったように、その超過状態が許容される（10条1項但書）。

④ 系列会社に対する債務保証の制限

大規模企業集団のうち施行令で定める基準に該当する企業集団に属する会社は、同一集団内の国内系列会社に対する債務保証総額が当該会社の自己資本の200%の額を超えてはならないとされている（10条の2 1項）。

ただし、企業の国際競争力強化のために必要な場合の債務に対する保証、国内金融機関の海外支店の与信に対する保証等は、債務保証総額には含まれない。

⑤ 金融・保険会社の議決権制限

大規模企業集団に属する金融・保険会社は、その取得又は所有している同一企業集団に属する会社の株式について議決権を行使してはならないとされている（11条）。

（3）カルテル規制

ア 不当な共同行為の禁止

事業者が、他の事業者と共同して一定の取引分野における競争を実質的に制限する次の行為を行うことを合意することを禁止している（19条1項）。

①価格を決定・維持又は変更する行為

②商品若しくは役務の取引条件又はその代金若しくは代価の支給条件を定める行為

③商品の生産、出荷、輸送若しくは取引の制限又は役務の取引を制限する行為

④取引地域又は取引の相手方を制限する行為

⑤生産若しくは役務の取引をするための設備の新設、増設若しくは設備の導入を妨害し、又は制限する行為

⑥商品の生産又は取引時に、その商品の種類又は規格を制限する行為

⑦営業の主要部分を共同で遂行又は管理するための会社等を設立する行為

⑧他の事業者の事業活動若しくは内容を妨害し、又は制限する行為

明示的な合意がない共同行為についての推定規定が設けられており、2以上の事業者が、一定の取引分野において競争を実質的に制限する上記の行為を行っている場合、それら事業者間に不当な共同行為をすることを約定した明示的な合意がない場合であっても、不当な共同行為を行っているものと推定するとされている（19条3項）。

なお、適用除外規定が設けられており、共同行為が産業合理化、研究・技術開発、不況克服、産業構造の調整、中小企業の競争力向上又は取引条件の合理化のためのものであり、公正取引委員会の認可を受けた場合には許容される（19条1項但書）。

イ 事業者団体による競争制限行為の禁止

事業者団体が次の行為を行うことを禁止している（26条1項1号及至3号）。

①不当な共同行為の定義規定に列挙されている行為に該当する行為により一定の取引分野の競争を実質的に制限する行為

②一定の取引分野において現在又は将来の事業者数を制限する行為

③構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう）の事業内容又は活動を不当に制限する行為

なお、事業者団体には、その設立等について届出義務が課せられており、事業者団体は、設立の日から30日以内に、その設立事項を公正取引委員会に申告しなければならないとともに、申告した事項を変更し、或いは、当該事業者団体を解散した場合も同様とされている（25条）。

(4) 不公正取引行為規制

ア 不公正取引行為の禁止

事業者が次の不公正取引行為に該当する行為を行うことを禁止するとともに、系列会社又は他の事業者にそうした行為をさせることも禁止している(23条1項)。

- ①不适当に取引を拒絶し、又は取引の相手方を差別して取り扱う行為
- ②不适当に競争者を排除するために取引する行為
- ③不适当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制する行為
- ④自己の取引上の地位を不适当に利用して相手方と取引する行為
- ⑤取引の相手方の事業活動を不适当に拘束する条件で取引し、又はその事業活動を妨害する行為
- ⑥ 事業者、商品又は役務に関して、虚偽又は消費者を欺瞞若しくは誤認させるおそれがある表示・広告(商号の使用を含む)をする行為

なお、事業者又は事業者団体は、不当な顧客誘引及び不当な表示・広告を防止するため、自主規制規約である公正競争規約を定めることができ(23条4項)、公正取引委員会に対して当該規約が違反しないかどうかについて審査を求めることができる(同5項)。

イ 再販売価格維持行為の禁止

商品を生産又は販売する事業者が再販売価格維持行為を行うことを禁止している(29条1項)。ただし、適用除外規定が設けられており、著作物と一定の要件(識別容易性、日常使用性及び自由な競争の存在)を備えた商品であらかじめ公正取引委員会の指定を受けた商品には適用されないとされている。

ウ 不公正取引行為等に係わる事業者団体の行為の禁止

事業者団体が次の行為を行うことを禁止している（26条1項4号及び5号）。

- ①事業者に不公正取引行為又は再販売価格維持行為をさせる行為
- ②事業者、商品又は役務に関して、虚偽又は消費者を欺瞞若しくは誤認させるおそれがある表示・広告（商号の使用を含む）をする行為

（5）国際契約の規制

事業者又は事業者団体が、不当な共同行為、不公正な取引行為及び再販売価格維持行為に該当する事項を内容とする国際契約を締結することを禁止している。ただし、当該国際契約の内容が、一定の取引分野において競争に及ぼす影響が軽微であり、又はその他やむを得ない事由があると公正取引委員会が認める場合はこの限りではないとされている（32条1項）。

なお、事業者又は事業者団体は、国際契約を締結するにあたり、当該国際契約が違反するかどうかについて、公正取引委員会に審査を求めることができる（33条）。

（6）下請取引の規制

「下請取引の公正化に関する法律」では、親事業者が、下請事業者に対して、買い叩き、不当な受領拒否、不当な減額、不当な返品、下請代金の支払遅延等の不利益を与える行為を禁止している。

（7）約款の規制

「約款の規制に関する法律」では、事業者が、不公正な約款を使用すること、すなわち、免責、損害賠償、契約解除、債務の不履行、意思表示等の事項に関して契約の相手方に不当に不利な内容となっている約款を使用すること

とを禁止している。

(8) 適用除外

前述のとおり、不当な共同行為や再販売価格維持行為等については、適用除外が一定の要件の下に認められているが、それら以外にも、次のようなものが適用除外として認められている。

ア 法令に基づく正当な行為（58条）

事業者又は事業者団体が法律又はその法律の基づく命令により行う
正当な行為

イ 無体財産権の行使行為（59条）

著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法に基づく権利の
行使と認められる行為

ウ 一定の組合の行為（60条）

次の各号の要件を備えて設立された組合（組合の連合会を含む）の
行為。ただし、不公正取引行為又は一定の取引分野において競争を実
質的に制限することにより不当に価格を引き上げることとなる場合を
除く。

①小規模の事業者又は相互扶助の目的とすること

②任意に設置され、組合員が任意に加入又は脱退することができるこ
と

③各組合員が平等な議決権を持つこと

④組合員に対して利益分配を行う場合にはその限度が定款に定められ
ていること

エ 金融・保険業を営む事業者に対する特例（61条）

金融業又は保険業を営む事業者については、3条（市場支配的地位
の濫用行為の禁止）、7条（企業結合の制限）、10条（出資総額の制限），
10条の21項（債務保証の制限）、12条（企業結合の届出）及び29条（再

販売価格維持行為の制限) の規定を適用しない。

(9) 競争制限的法令の制定・処分等の協議

関係行政機関は、19条1項各号(不当な共同行為)及び26条1項2号(事業者団体による事業者数の制限)において規定されている競争制限事項を内容とする法令を制定・改正し、又は事業者若しくは事業者団体に対してそうした競争制限を内容とする命令・処分・承認等をしようとする時は、あらかじめ公正取引委員会と協議しなければならないとされている(63条1項)。

(10) 違反行為に対する措置等

ア 事件の端緒及び調査権限

何人も、違反事実があると認める時は、公正取引委員会に申告でき、公正取引委員会は、違反事実があると認める時は、職権で必要な調査をすることができる(49条)。

事件の調査に当たっては、公正取引委員会は、関係人等に対して出頭を命じて意見を聴取し、必要な資料や物件の提出を命じる権限を有しているほか、その所属公務員をして事業者や事業者団体の事務所或いは事業場に立ち入らせ、必要な資料や物件を提出させ、領置させることができる(50条)。

イ 是正措置

違反行為に対する法的措置としては、「是正命令」と「是正勧告」がある。まず、是正命令については、公正取引委員会は、違反行為に対して次のような是正措置を命じることができる。ただし、違反行為の終了の日から5年を経過した時は、当該違反行為に対して是正措置を命じることはできない(49条3項)。

①市場支配的地位の濫用行為

価格の引下げ、当該行為の中止、法違反事実の公表その他是正に必要な措置（5条）

②企業結合及び企業集団規制関係の違反行為

当該行為の禁止、株式の全部若しくは一部の処分、役員の辞任、営業の一部譲渡、当該法違反債務保証の取消、法違反事実の公表その他是正に必要な措置（16条1項）

③不当な共同行為

当該行為の中止、法違反事実の公表その他是正するために必要な措置（21条）

④事業者団体の禁止行為

当該行為の中止、訂正広告、法違反事実の公表その他是正するために必要な措置（27条）

⑤不公正取引行為

当該行為の中止、契約条項の削除、訂正広告、法違反事実の公表その他是正するために必要な措置（24条）

⑥再販売価格維持行為

当該行為の中止、法違反事実の公表その他是正するために必要な措置（31条）

⑦不当な国際契約

契約の取消、契約内容の修正又は変更その他是正するために必要な措置（34条）

次に、是正勧告であるが、公正取引委員会は、違反行為がある場合、違反行為者に対して是正計画を定めてこれに従うことを勧告することができ、この是正勧告を受けた者は、応諾の有無を公正取引委員会に通知しなければならないことになっている（51条1項及び2項）。違反行為者が是正勧告を応諾した時は、是正命令があったものと見なされる（51条3項）。

是正勧告が行われる場合は、次の場合とされている（公正取引委員会告示「公

正取引事件手続規定」16条)。

- ①違反行為の内容が軽微であり、又は一定の取引分野において競争を制限する効果が大きくない場合
- ②委員会が審決を経て違反行為を是正するには、時間的な余裕がない、又は時間が経過して違反行為による被害が大きくなるおそれがある場合
- ③違反行為者が違反事実を認め、当該違反行為を直ちに是正する意思を明白にした場合

また、法的措置ではないが、公正取引委員会により「警告」が行われており、次の場合に警告することができるとされている(「公正取引事件手続規定」15条)。

- ①違反の程度が軽微であり、又は一定の取引分野において競争を制限する効果が非常に小さい場合
- ②違反行為をした事業者が事件の調査又は審査過程において当該違反行為を自ら是正し、違反行為の実益がない場合

ウ 課徴金

公正取引委員会は、次の違反行為に対して課徴金を賦課できる。ただし、違反行為の終了の日から5年を経過した時は、当該違反行為に対して課徴金の納付を命じることはできない(49条3項)。

①市場支配的地位の濫用行為

「商品又は役務の対価を不当に決定、維持又は変更する行為」を行った市場支配的事業者が価格引下げ命令に従わなかった場合は、命令の出された日から命令に従って価格を引き下げるまでの期間における実際の価格と命令された価格との差額(6条1項)

上記以外の濫用行為については、実行期間(行為があった日から当該行為がなくなった日までの期間)の売上額の3%を超えない額(6条2項)

②相互出資の禁止及び出資総額の制限違反

違反して取得し又は所有した株式の帳簿価額の10%を超えない額 (17条1項)

③債務保証の制限違反

違反して債務保証した額の10%を超えない額 (17条2項)

④不当な共同行為

実行期間における売上額の5%を超えない額 (22条)

⑤事業者団体の禁止行為のうち競争の実質的制限行為

実行期間における売上額の5%を超えない額 (28条)

⑥不公正取引行為

実行期間における売上額の2%を超えない額 (24条の2)

⑦再販売価格維持行為

実行期間における売上額の2%を超えない額 (31条の2)

⑧不当な国際契約

実行期間における売上額の2%を超えない額 (34条の2)

エ 異議申立て及び訴えの提起

公正取引委員会の処分に対して不服がある者は、その処分の告知を受けた日から30日以内に、公正取引委員会に異議申立てをすることができる (53条)。

また、公正取引委員会の処分に対して不服の訴えを提起する場合は、異議申立てに対する公正取引委員会の処分の告知を受けた日から30日以内に提起しなければならず (54条)，その不服の訴えは、公正取引委員会の所在地を管轄するソウル高等法院の専属管轄となる (55条)。

オ 損害賠償

事業者又は事業者団体は、違反行為の被害者に対し無過失損害賠償の責任を負う (56条)。ただし、この被害者の損害賠償請求権は、この法律に基づく是正措置の確定後でなければ、裁判上主張することができない (57条)。

なお、市場支配的地位の濫用、不当な共同行為、事業者団体による競争の

実質的制限行為、不公正取引行為、再販売価格維持行為及び不当な国際契約の締結により課徴金を納付した事業者又は事業者団体が上記の損害賠償を行った場合には、公正取引委員会は、その当該事業者又は事業者団体に対して賠償額に相当する金額を還付しなければならないことになっている（6条7項、22条3項、24条の2 3項、28条2項、31条の2 3項、34条の2 3項）。

カ 罰則

罰則が次のとおり違反行為に応じて定められている。なお、下記①～④のうち、①及び②については、公正取引委員会の告発がなければ、公訴を提起することができない（71条）。

- | | |
|---|------------------------------------|
| ①市場支配的地位の濫用、違法な企
業結合、持株会社の設立、相互出
資違反、出資総額違反、金融・保
険会社の議決権制限違反、債務保
証制限違反、不当な共同行為、事
業者団体による競争の実質的制限 | 3年以下の懲役又は2億ウォン以
下の罰金（併科も可）（66条） |
| ②企業結合の届出義務違反、不公正
な取引行為、事業者団体の禁止行
為（競争の実質的制限除く）、再
販売価格維持行為、不当な国際契
約、是正命令不履行 | 2年以下の懲役又は1億5000万
ウォン以下の罰金（67条） |
| ③正当な理由のない資料提出拒否、
虚偽の届出・申告等 | 1億ウォン以下の罰金（68条） |
| ④守秘義務違反 | 2年以下の懲役又は200万ウォン
以下の罰金（69条） |

なお、公正取引委員会の出頭命令に対し正当な事由なく出頭しない者、公正取引委員会に属する公務員の調査を拒否、妨害又は忌避した者等について

は、1億ウォン以下の過怠料に処せられることになっている（69条の2）。

3. 執行機関

公正取引法の所管は、公正取引委員会に属し、同委員会は、「この法律に基づく事務を独立して遂行する」（35条1項）とされ、その職權行使の独立性が法律上明記されている。補完法である「下請取引の公正化に関する法律」及び「約款の規制に関する法律」の所管も、同様に公正取引委員会に属している。

また、公正取引委員会は、国務総理に所属し（35条1項）、予算、人事、教育訓練その他の行政事務に関する法令を適用するに当たっては、政府組織法上の中央行政機関と見なすとされている（35条2項）。

公正取引委員会とその事務機構は、公正取引法において次のように定められている。

（1）委員会

ア 委員会の構成

委員長1人及び副委員長1人を含む7人の委員で構成し、そのうち2人は非常任とするとされ（37条1項）、委員の定員は7人であり、委員長のほか副委員長が設けられている。

また、委員の資格要件は、判事・検事・弁護士の職や大学・公認研究機関の副教授以上又はこれに相当する職（法律学、経済学又は経営学を専攻した者）に従事したり、企業経営又は消費者保護活動に従事した経験が、それぞれ15年以上の者、或いは、独占規制及び公正取引に関して経験のある2級以上の公務員とし、この要件に該当する者のなかから、委員長及び副委員長については、国務総理の求めにより大統領が任命し、その他の委員については、委

員長の求めにより大統領が任命するとされている（37条2項）。

なお、委員長は、公正取引委員会を代表する（38条1項）とともに、国務会議（わが国であれば閣議に相当）に出席して発言することができる（38条2項）。

イ 委員の任期及び身分保障

委員の任期は、3年とし、1回に限って再任することができるとされており（39条）、委員は、①禁錮以上の刑の宣告を受けた場合、②長期間の心身衰弱により職務を遂行できなくなった場合を除いて、その意思に反して免職されない（40条）。

ウ 議決

委員会の会議は、在籍委員の過半数の賛成により議決するとされ（42条）、また、委員会は、法律違反の事項について議決するに際しては、事業者若しくは事業者団体の秘密を保護する必要があると認める場合を除いて、公開しなければならないとされている（43条）。また、委員は、審議・議決において、自己と利害関係がある事項、配偶者その他自己の身内に関係がある事項等については関与することができないとする除斥の規定（44条）が設けられている。

（2）事務處

公正取引委員会の事務を処理するために「事務處」を置くとされ（47条）、同委員会は、公正取引法とその補完法を運用していく上において、その手足となる自前の事務機構を有している。この「事務處」の組織は、政策局、独占局、競争局、調査1局、調査2局の5局から成り、職員の定員は336名となっている。また、地方事務機構については、施行令においてその設置が定められ（施行令52条）、釜山、光州、大田及び大邱に地方事務所が設けられている。

(資料9. 「韓国独占禁止当局の組織の変遷」の1995年4月時点の組織図 (398ページ) 参照)

- 注(1) 第4次改正において、公正取引委員会の設置に関する規定（35条）の部分の改正は、1994年12月22日の翌日に政府組織法の改正と同時に行われている。
- (2) 漢陽大学の李哲松教授は、「われわれは普通『公正取引法』と呼んでいる。」とし、「韓国では法制定当時、新しい経済的価値秩序と社会正義が切実に要求されるなかでこの法が作られたわけであり、資本主義の構造と矛盾に対する理解を経て、はじめて納得がいく『独禁法』よりは、『公正取引法』の方が直接的であり、正義感を鮮明に表わしているからであろう。」としている（「韓国の企業集団規制の背景と法制」、『アジア経済』第30巻第1号、アジア経済研究所、1989年1月、60ページ）。
- (3) 中山武憲「韓国独占禁止法の第三次改正（上）」（『国際商事法務』Vol. 22, No. 4, 1994年4月），389ページの脚注1。
- (4) 及び(5) 韓国公正取引委員会「ウリナラ公正去來制度」（「公正去來職務教育教材」、1994年3月），7ページ；司空壹『韓国経済新時代の構図』（渡辺利夫監訳、宇山博訳）、東洋経済新報社、1994年10月28日，37ページ及び38ページ。
- (6) 前掲韓国公正取引委員会「ウリナラ公正去來制度」，8ページ。